

諮問庁：法務大臣

諮問日：平成30年10月12日（平成30年（行情）諮問第452号）

答申日：平成31年1月23日（平成31年度（行情）答申第394号）

事件名：特定個人に係る医療カルテの不開示決定（存否応答拒否）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙に掲げる文書（以下「本件対象文書」という。）につき、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年6月22日付け法務省矯総第1654号により法務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）は不当であるため、行政不服審査法の規定により、本件審査請求をする。

2 審査請求の理由

かかる本件対象文書に係る開示請求の内容に係る医療カルテは全て私（審査請求人を指す。以下同じ。）本人に関する情報であり、原処分は、私本人の医療・健康状態個人情報についての私本人の知る権利を不当侵害するものであり、直ちに私本人に対して全て開示すべきものである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件開示請求について

審査請求人が処分庁に対し、行政文書開示請求書により、「私本人に係る医療カルテの全て（特定年月日の逮捕後から今（本件開示請求の日を指す。以下同じ。）までの分）。」（本件対象文書）を請求したことに対し、処分庁が、本件対象文書について、法8条の規定により、開示請求に係る当該文書の存否を答えるだけで、法5条1号に規定される不開示とすべき特定の個人に関する情報が開示されるのと同様の結果が生じるものとして、不開示決定（原処分）を行ったものであり、審査請求人は、直ちに審査請求人本人に対して全て開示すべきものであるとして、原処分の取消しを求めていることから、以下、本件対象文書の法8条該当性について検討する。

2 本件対象文書の法8条該当性について

（1）法8条の規定は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなる

ときは、行政機関の長は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。」としている。

また、法が定める開示請求制度は、何人に対しても、請求の目的のいかんを問わず開示請求を認める制度であることから、開示又は不開示の判断に当たっては、本人からの自己情報についての開示請求である場合も含め、開示請求者が誰であるか考慮せず、たとえ本人からの開示請求であっても、特定の個人が識別される情報については、不開示情報として取り扱うべきものである。

(2) 本件開示請求は、「私本人に係る医療カルテの全て（特定年月日逮捕後から今までの分）。」を請求するとして、開示請求者本人の自己情報を開示請求しているところ、本件対象文書の存否を答えることは、法5条1号に規定する、特定の個人を識別することができる情報（以下「当該存否情報」という。）が開示されるのと同様の結果が生じるものと認められる。

3 当該存否情報について

当該存否情報は、法5条1号に規定する特定の個人の識別性を有するものであることから、同号の不開示情報に該当することは明らかである。

当該存否情報は、これを広く一般に公にする制度ないし実態があるものとは認められず、また、そのような性質を有するものとは考えられないことから、同号ただし書イに該当しないものと認められる。さらに、当該存否情報は、人の生命、健康、生活又は財産を保護するために、何人にも開示することが必要な情報であるとは考えられないことから、同号ただし書ロに該当する事情も認められず、同号ただし書ハに該当するとすべき事情も存しないものと認められる。

したがって、法8条の規定により本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

4 以上のとおり、本件開示請求に対し、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に規定される不開示とすべき特定の個人に関する情報が開示されるのと同様の結果が生じるとして、法8条の規定により、本件対象文書の存否を明らかにしないで、本件開示請求を拒否した決定は妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|---------------|---------------|
| ① 平成30年10月12日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 平成31年1月21日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであるところ、処分庁は、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号に該当する不開示情報を開示することと同様の結果が生じるとして、法8条の規定に基づき、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当であるとしていることから、以下、本件対象文書の存否応答拒否の適否について検討する。

2 本件対象文書の存否応答拒否の適否について

(1) 本件対象文書は、別紙記載のとおり特定個人（審査請求人）に係る医療カルテであることから、本件対象文書の存否を答えることは、別紙記載の期間中に、特定個人が特定刑事施設において診療を受けたという事実の有無、ひいては、同期間中に、特定個人が特定刑事施設に収容されていたという事実の有無（以下「本件存否情報」という。）が開示されるのと同様の結果が生じるものと認められる。

(2) そして、本件存否情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当すると認められることから、法5条1号本文前段に該当する。

次に、法5条1号ただし書イ該当性について検討すると、本件存否情報は、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報とは認められず、同号ただし書イには該当しない。また、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

(3) なお、審査請求人は、本件開示請求の内容は審査請求人の医療・健康状態に関する情報であるから、原処分は審査請求人の知る権利を不当に侵害する旨主張するが、法は、何人にも等しく情報の開示請求権を認めるものであり、開示・不開示の判断に当たっては、開示請求者が誰であるかといった個別的事情は考慮されないものであるから、審査請求人の上記主張は、採用できない。

(4) したがって、本件対象文書の存否を答えるだけで、法5条1号の規定により不開示とすべき情報が開示されることと同様の結果が生じるため、法8条の規定により、その存否を明らかにしないで本件開示請求を拒否すべきものと認められる。

3 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その存否を答えるだけで開示することとなる情報は法5条1号に該当するとして、その存否を明らかにしないで開示請求を拒否した決定については、当該情報は同号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第1部会)

委員 岡田雄一、委員 池田陽子、委員 下井康史

別紙（本件対象文書）

特定刑事施設運営に関わる，下記の法務省保有行政文書

「私本人に係る医療カルテの全て（特定年月日の逮捕後から今までの分）」